

参考資料

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年）
（最終改正：平成11年）

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準（平成12年）

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年）

展示動物の飼養及び保管に関する基準（昭和51年）

実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年）

産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年）

動物の処分方法に関する指針（平成7年）

犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領
（昭和50年）

動物の保護及び管理のあり方並びにこれについて講ずべき
基本方策（答申）等（昭和54年）

動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年10月1日

法律第105号

一部改正 昭和58年12月2日

平成11年7月16日

平成11年12月22日

目次

第1章 総則（第1条 - 第4条）	下線部はH11改正箇所
第2章 動物の適正な飼養及び保管	
第1節 総則（第5条 - 第7条）	
第2節 動物取扱業の規制（第8条 - 第14条）	
第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置（第15条）	
第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第16条）	
第5節 動物愛護担当職員（第17条）	
第3章 都道府県等の措置等（第18条 - 第22条）	
第4章 雑則（第23条 - 第26条）	
第5章 罰則（第27条 - 第31条）	
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物愛護週間）

第4条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養及び保管

第1節 総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第5条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染症の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（動物販売業者の責務）

第6条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

（地方公共団体の措置）

第7条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第2節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の届出)

第8条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。)の飼養又は保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設置して動物取扱業(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者は、飼養施設を設置する事業所ごとに、総理府令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、その長とする。以下この節並びに第15条第1項及び第2項において同じ。)に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地
- 三 主として取り扱う動物の種類及び数
- 四 飼養施設の構造及び規模
- 五 飼養施設の管理の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、飼養施設の配置図及び付近の見取図その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第9条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「動物取扱業者」という。)は、同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 動物取扱業者は、前条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(承継)

第10条 動物取扱業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該動物取扱業者の地位を承継する。

2 前項の規定により動物取扱業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(基準遵守義務)

第11条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するために飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(勧告及び命令)

第12条 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第1項又は第2項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第13条 都道府県知事は、第8条から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(条例による措置)

第14条 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、必要があると認めるときは、飼養施設を設置して動物取扱業を営む者（動物取扱業を営もうとする者を含む。）に対して、この節に規定する措置に代えて、動物の飼養及び保管に関し、条例で、特別の規制措置を定めることができる。

第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第15条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前2項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第16条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物の飼養について許可を必要とする等により制限し、当該動物の所有者又は占有者その他関係者に対し、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、必要があると認めるときは、その職員に、当該動物の所有者又は占有者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、当該動物の飼養状況を調査させる等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

第5節 動物愛護担当職員

第17条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第13条第1項の規定による立入検査又は前条の規定に基づく条例の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第3章 都道府県等の措置等

（犬及びねこの引取り）

第18条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその捨得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第1項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第1項（前項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の1部を補助することができる。（負傷動物等の発見者の通報措置）

第19条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなけ

ればならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第5項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第20条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第18条第1項の規定による犬又はねこの引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第21条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第22条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員

の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第4章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第23条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第24条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用の必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

3 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(経過措置)

第25条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(動物愛護審議会)

第26条 環境大臣は、第5条第4項、第11条第1項若しくは第24条第3項の基準の設定、第15条第1項の事態の設定又は第18条第5項(第19条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第23条第2項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。これらの基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第5章 罰則

第27条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、30万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、30万円以下の罰金に処する。

4 前3項において、「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第28条 第12条第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

1 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3 第15条第2項の規定による命令に違反した者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第31条 第9条第2項又は第10条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、国、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案して、改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、動物の適正な飼養及び保管の観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第3条 (略)

(経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に改正後の第8条第1項に規定する飼養施設を設置して同項に規定する動物取扱業を営んでいる者は、当該飼養施設を設置する事業所ごとに、この法律の施行の日から60日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第2項に規定する書類を添付して、同条第1項各号に掲げる事項を都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、その長とする。）に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、改正後の第8条第1項の規定による届出をした者とみなす。

3 第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第5条～8条 (略)

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

〔平成12年6月30日〕
〔総理府令第73号〕

(用語)

第1条 この省令で使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)で使用する用語の例による。

(飼養施設の構造)

第2条 法第11条第1項の環境省令で定める飼養施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 飼養する動物の種類及び習性等に応じた飼養場所を確保するため、次の要件を備えていること。
 - イ 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたくなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有すること。
 - ロ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えていること。
 - ハ 過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造であり、又はそのような状態に保つための設備を備えていること。
 - ニ 屋外又は屋外に面した場所にあつては、日照及び風雨等を遮る設備を備えていること。
 - ホ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物を、必要に応じ適切に隔離できる設備を備えていること。
- 二 良好な衛生状態を維持するため、次の要件を備えていること。
 - イ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
 - ロ 衛生的な水を十分供給できる給水設備を備えていること。
 - ハ 洗浄及び消毒に必要な器具又は設備を備えていること。
 - ニ 飼料等を衛生的な状態で保管するための設備を備えていること。
 - ホ 汚物等を一時保管するためのふた付きの容器を備えていること。
- 三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次の要件を備えてい

ること。

イ 飼養する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて動物の逸走を防止できる構造及び強度であること。

ロ 床、内壁、天井及び附属設備は、突起物、穴、くぼみ及び斜面等で飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような構造であること。

四 次に掲げる動物取扱業者に係る飼養施設にあつては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる要件を備えていること。

イ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物間での感染症や闘争の発生を防止するため、顧客の動物を個々に収容するための設備を備えていること。

ロ 展示業者にあつては、飼養する動物の習性及び生理に応じて運動場、水浴び場、砂場、営巣場、休息場等の設備を備えていること。

(動物の管理の方法等)

第3条 法第11条第1項の環境省令で定める動物の管理の方法等に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 動物の種類、習性等に応じた飼養が行われるよう、次に掲げる方法により管理を行うこと。
 - イ 飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた給餌及び給水を行うこと。
 - ロ 異種又は複数の動物を同一飼養施設内で飼養する場合には、飼養する動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争の発生を避けるようにすること。
 - ハ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物については、隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。
 - ニ 親子共に飼養するなど、幼齢な動物の健全な育成及び社会化に努めること。
- 二 飼養する動物の衛生の確保並びに疾病及びけがの予防措置を講じるに当たっては、次に掲げる方法により管理を行うこと。
 - イ 新たな動物を飼養施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間他の動物と接触させないようにす

ること。

ロ 飼養する動物の疾病及びけがの予防並びに寄生虫の防除等日常的な健康管理に努めるとともに、動物が疾病にかかり又は負傷した場合には速やかに必要な処置を行うこと。

ハ 必要に応じて獣医師による診療及びワクチン接種が行われるようにすること。

ニ 飼養施設及び設備又は器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、飼養する動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。

ホ ねずみ及びはえ、蚊等の害虫の侵入を防止するとともに、必要に応じて駆除すること。

ヘ 動物の死体は速やかに適正に処理すること。

ト 飼養する動物を輸送する場合には、衛生管理及び事故防止に必要な措置を講ずること。

三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次に掲げる方法により管理を行うこと。

イ 飼養施設の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養する動物の数及び状態を確認すること。

ロ 飼養する動物が逸走した場合の措置をあらかじめ定めておくこと。逸走した場合には、その速やかな捕獲等に努めること。

ハ 地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置をあらかじめ定めておくこと。緊急事態が発生した場合には、速やかに飼養する動物の安全確保に努めること。

四 取り扱う動物の適正な飼養及び管理の方法並びに飼養する動物に起因する感染性の疾病に関する知識を習得するとともに、動物を飼養し又は管理する従業員等に対しそれらを習得させるための措置を講ずること。

五 次に掲げる動物取扱業者にあつては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる方法により飼養する動物の管理等を行うこと。

イ 販売業者にあつては、販売する動物の適正な飼養及び管理の方法並びに当該動物に起因する感染性の疾病に関する情報を購入者に提供すること。

ロ 販売業者にあつては、幼齢な動物については必要なワクチンの接種後に販売するように努めるとともに、その健康管理並びに健全な

育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

ハ 販売のために動物を繁殖させる販売業者にあつては、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めること。

ニ 貸出し業者にあつては、貸出し先において飼養する動物の健康及び安全の確保がなされるよう、契約等の際において当該動物の取扱い方法等についての情報を提供すること。

ホ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物を搬出する都度当該飼養施設の清掃及び消毒を行うこと。

ヘ 展示業者にあつては、飼養する動物の健康を保持するため、観覧者が展示動物にみだりに食物を与えることができないよう必要な措置を講ずること。展示動物に食物を与えることを観覧者に認める場合には、認められた食物以外の食物が与えられることのないようにすること。

ト 展示業者及び販売業者にあつては、観覧者又は顧客が飼養する動物に接触することを認める場合には、動物に過度なストレスがかからないよう、当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

附 則

この府令は、動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第221号）の施行の日（平成12年12月1日）から施行する。

第 1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）

として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されてい

る動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第 3 飼養及び保管に当たっての配慮

- 1 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 2 特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該動物の生態、習性及び生理に即した特

別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡が難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すべきであること。さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚する必要があること。

第 4 共通基準

1 所有の明示

家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落又は消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。

2 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るよう努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講ぜられるようにすること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

3 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿そ

の他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

4 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

5 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

6 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

7 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、

正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

8 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

9 危害防止

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。

10 緊急時対策

所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに

家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 犬の飼養及び保管に関する基準

- 1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。
- 2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。
- 3 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。
- 4 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

(1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。

(2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。

(3) 運動場所、時刻等に十分配慮すること。

5 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第18条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。

- 6 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第6 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うこ

とにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持に十分な配慮を行うこと。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊去勢手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するよう努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 2 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。

第8 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼いや等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

第9 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

展示動物の飼養及び保管に関する基準

昭和51年2月10日
総理府告示第7号

一部改正 平成14年5月28日

第1 一般原則

- 1 管理者及び飼養者は、展示動物の習性、生理、生態等を理解し、かつ、愛情をもってこれを飼養し、及び動物本来の姿を展示して観覧者に動物に関する知識と動物愛護についての関心を深めるように努めるとともに、責任を持ってこれを保管し、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚損を防止するように努めること。
- 2 管理者は、施設の立地及び整備状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養する展示動物を選定するように努めること。
- 3 管理者は、自己の管理する施設で飼養することが展示動物の適正な展示、繁殖等に支障があると認めるときは、他の動物園等への移籍その他の措置を講ずるように努めること。
- 4 管理者は、展示動物が伝染病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、凶暴性が甚だしく、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等を除いて展示動物を終生飼養するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- (2) 展示動物 次のアからエまでに掲げる動物をいう。
 - ア 動物園、水族館、植物園、公園等の公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物
 - イ 不特定の場所に移動して飼養展示する動物
 - ウ 興行、映画製作等に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物
 - エ 展示用若しくは愛がんに飼養する者に販売するため又は客寄せ

のために飼養展示する動物

- (3) 飼養展示 展示動物を飼養し、保管し、及び展示することをいう。
- (4) 施設 飼養展示するための施設をいう。
- (5) 管理者 展示動物の所有者又は占有者で、展示動物及び施設を管理するものをいう。
- (6) 飼養者 飼養展示の作業に従事する者をいう。

第3 健康及び安全の保持

1 飼養者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養展示がその動物について十分な知識と飼養経験を有する者により、又はその監督のもとに行われるようにするとともに、飼養者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護及び展示動物による事故の防止に努めること。

2 施設の設置等

管理者は、展示動物の習性及び生理に適合するものであり、かつ、飼養者が適切に飼養展示できる施設を設置し、又は整備するように努めること。

3 適正な飼養

管理者及び飼養者は、下記事項に留意し、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びに展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。
- (2) 動物の寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した動物に対しては、原則として獣医師により速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 捕獲後間もない動物又は他の施設から移動してきた動物については、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。
- (4) 原則として、動物の繁殖が支障なく行われるように出産及び営業の場所の確保等必要な条件を整えること。

4 観覧者に対する指導

管理者は、観覧者に対して観覧上の注意事項を遵守するように指導を行い、観覧者が展示動物に食物等を与え、又は石、棒等で展示動物

を傷つけ、若しくは苦しめることがないように努めること。

第4 危害防止

1 施設の構造等

管理者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物を飼養展示する場合には、施設の構造等について下記事項に留意し、人身事故の防止に努めること。

- (1) 施設は、動物が脱出できない構造とすること。
- (2) 施設は、飼養者が飼養展示に当たって、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 観覧場は、施設と十分の間隔を設け、観覧者が観覧上の注意事項を遵守する場合には、動物が観覧者に触れることができないようにするとともに、観覧場と施設との仕切りは、幼児が容易に越えられないようにすること。
- (4) 自動車等を施設に入れて動物を観覧させる場合は、観覧者に対して、自動車等の扉及び窓を常時閉めておくように指導するとともに、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

2 脱出時対策

- (1) 管理者は、人に危害を加えるおそれのある動物の脱出時の措置について予め対策を講じ、脱出時の事故の防止に努めること。
- (2) 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物が施設から脱出した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、脱出した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止に努めること。

3 緊急時対策

管理者は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに展示動物を保護し、及び展示動物による事故の防止に努めること。

4 有毒動物の飼養展示

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養展示する場合には、抗毒血清等の救急医薬品を備えるとともに、飼養者に救急処置法を熟知させ、人身事故の防止に努めること。

第5 適正な展示

管理者は、展示動物の展示に当たっては、下記事項に留意し、動物本来の形態及び習性が観覧できるように努めること。

- (1) 観覧者に残酷な印象を与えるような不具動物又は傷病中の動物を展示しないこと。
- (2) 動物にその動物の本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。
- (3) 動物に過酷な訓練を伴う演芸をさせないこと。
- (4) 動物の飼養に当たって、生きている動物を餌として給与することが不可欠であっても、できるだけそれを展示中に行わないこと。

第6 生活環境の保全

管理者又は飼養者は、展示動物の汚物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭等の発生防止を図り、生活環境の保全に努めること。

第7 飼養展示等の補則

- 1 管理者は、展示場所を移動して展示する展示動物で、常時第3の2に定める施設に適合する施設において飼養展示することが困難なものについては、その動物に必要な休息期間を設け、その期間中第3の2に定める施設に適合する施設において十分に休養させ、展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現ができるように努めること。
- 2 管理者は、展示動物の輸送に当たっては、下記事項に留意し、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による事故の防止に努めること。
 - (1) 動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。
 - (2) 動物の種類、性別、性質等を考慮して適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる車輛、容器等は、動物の安全の確保及び動物の脱出防止のために必要な規模及び構造のものを選定すること。
 - (3) 輸送中の動物に適切な間隔で給餌及び給水すること。

実験動物の飼養及び保管等に関する基準

〔昭和 55 年 3 月 27 日
総理府告示第 6 号〕

一部改正 平成14年 5月28日

第 1 一般原則

管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解し、並びに愛情をもって飼養し、及び科学上の利用に供するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。
- (2) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (4) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。
- (5) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。
- (6) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (7) 実験実施者 実験等を行う者をいう。
- (8) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第 3 導入に当たっての配慮

- 1 管理者及び実験動物管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力並びに実験実施者が策定した実験等の計画等を勘案の上定められた当該施設の事業計画に基づき、実験動物を導入するように努めること
- 2 実験動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止

に努めること。

- (1) 実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。
 - (2) 輸送中の実験動物には、必要に応じて適切な飼料及び水の給与を行うこと。
 - (3) 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の脱出を防止するために必要な規模、構造等のもを選定すること。
 - (4) 実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫を行い、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにすること。

第 4 実験動物の健康及び安全の保持

- 1 管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。
- 2 管理者は、実験動物の飼養又は保管については、その生理、生態、習性等に応じて適切な設備を設けるようにすること。
- 3 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。
 - (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に飼料及び水の給与を行うこと。
 - (2) 実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと。

第 5 実験等の実施上の配慮及び終了後の処置

- 1 実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するように努めること。
- 2 実験動物管理者又は実験実施者は、次の事項に留意し、実験等の実施及び実験等の終了後の処置に当たるように努めること。
 - (1) 実験等に当たっては、その実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で麻酔薬等を投与すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えな

いようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。

- (2) 実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、又は頸椎脱臼等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにすること。
- (3) 実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

第6 危害防止

- 1 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずること。
- 2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次により、相互に実験動物による危害防止に必要な情報の提供等を行うように努めること。
 - (1) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。
 - (2) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。
 - (3) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して実験動物についての状況を報告すること。
- 3 管理者は、実験動物からの疾病のり患を予防するため、実験動物管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うこと。
- 4 管理者等は、実験動物が保管場所から脱出しないよう必要な措置を講ずること。
- 5 管理者は、実験動物が脱出した場合の措置についてあらかじめ対策を講じ、事故の防止に努めること。
- 6 管理者は、地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、及び実験動物による事故の防止に努めること。

第7 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、及び施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に

努めること。

第8 実験動物生産者の採るべき措置

実験等のためほ乳類及び鳥類に属する動物を生産する者は、次の事項に留意し、動物の生理、生態、習性等を理解し、及び愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管すること。

- (1) 動物の生理、生態、習性等に応じた適切な施設を設け、適切に飼料及び水の給与を行い、動物が疾病にり患することを予防する等必要な措置を講ずること。
- (2) 生活環境の保全のため、動物の汚物等の適切な処理を行い、及び生産の場を常に清潔にすることにより、環境の汚損の防止に努めるとともに、生産に従事する者の動物からの疾病のり患を予防する等必要な健康管理を行うように努めること。

第9 補則

管理者等は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を実験等に利用する場合においてもこの基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

第10 適用除外

- 1 この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。
- 2 この基準は、生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用せず、当該実験動物に係る飼養及び保管に関する基準については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準を準用する。

産業動物の飼養及び保管に関する基準

〔昭和62年10月9日〕
総理府告示第22号

第1 一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (2) 施設 産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。
- (3) 管理者 産業動物及び施設を管理する者をいう。
- (4) 飼養者 産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

- 1 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。
- 2 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。
- 3 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。
- 4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

第4 導入・輸送に当たっての配慮

- 1 管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動

物を導入するように努めること。

- 2 管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めること。
- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

第5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。
- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

第7 補則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

動物の処分方法に関する指針

平成7年7月4日
総理府告示第40号

一部改正 平成12年12月1日

第1 一般原則

管理者及び処分実施者は、動物を処分しなければならない場合においては、処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第27条第2項第4項各号に掲げる動物
- (2) 処分動物 対象動物で処分されるものをいう。
- (3) 処分 処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 処分動物の保管及び処分を行う施設並びに処分動物を管理する者をいう。
- (6) 処分実施者 処分動物の処分に係る者をいう。

第3 処分動物の処分方法

処分動物の処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第4 補則

- 1 処分動物の保管に当たっては、「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和50年総理府告示第28号）、「展示動物等の飼養及び保

管に関する基準」（昭和51年総理府告示第7号）、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。

- 2 対象動物以外の動物を処分する場合においても、処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領

〔 昭和50年4月5日
内閣総理大臣決定 〕

動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第8条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、次によるものとする。

第1 犬及びねこの引取り

- 1 都道府県知事又は政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこを引き取るべき場所を指定するに当たっては、住民の便宜を考慮するように努めること。
- 2 都道府県知事等は、法第7条第2項の規定による引き取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治32年法律第87号）第12条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。
- 3 都道府県知事等は、法第7条第1項又は第2項により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引き取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、性別、推定年月齢、標識等）を所要の原簿に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該原簿に記入した事項を通知し、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定に準ずる措置をとるよう協力を求めること。

第2 負傷動物の収容

- 1 都道府県知事等は、法第8条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を迅速に収容するように努めること。
- 2 都道府県知事等は、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を収容した場合には、第1の2及び3に準ずる措置をとること。

第3 保管

- 1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は疾病にかかり、

若しくは負傷した犬、ねこ等の動物を収容したときは、適当と認められる施設（以下「施設」という。）に保管すること。

- 2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物（以下「保管動物」という。）について、標識番号の明らかなものは登録団体へ照会する等当該保管動物の所有者の発見又は飼養することを希望する者の発見に努めること。
- 3 保管動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与える結果になる場合等死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合は、この限りでない。

第4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には、当該施設により、専用の処理施設が設けられていない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより処理すること。ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。

第6 報告

都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別に示すところにより、内閣総理大臣に報告すること。

1 犬及びねこの引取り

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備 考
犬	引取り数						
	譲渡数	一般					
		その他					
	殺処分数						
ねこ	引取り数						
	譲渡数	一般					
		その他					
	殺処分数						

2 負傷動物の収容

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備 考
犬	収容数						
	返還数						
ねこ	収容数						
	返還数						
動物	その他	収容数	(報告書様式)				
		収容数					
		収容数					
		収容数					

記入上の注意事項

- (1)本状況報告書は、毎年度末に提出すること。
- (2)引取り数の欄の犬については、抑留犬を排除した数を記入すること。
- (3)譲渡数一般の欄には、引取りを行った後、新たな飼養希望者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (4)譲渡数その他の欄には、引取りを行った後、動物を教育・試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (5)返還数の欄には、負傷動物を収容した後、所有者が判明したことによって返還した場合の数を記入すること。
- (6)負傷動物のその他の欄には、収容した動物の種類及びその数を記入すること。

動物保護審議会会長 殿

内閣総理大臣 田中角栄

諮 問

内閣総理大臣

大平正芳 殿

動物保護審議会

会長 古賀忠道

答 申

動物の保護及び管理のあり方並びにこれについて講ずべき基本方策を問う。

（説明）従来、わが国においては、動物の保護及び管理に関する統一的立法措置がないことなどもあって、往々にして動物に対する適切な配慮を欠くため、動物に不必要な苦痛を与えたり、また、一方では動物の保管に適正を欠くため、動物による人身等への危害が発生したりする事例が少なくなかった。

これらの実情にかんがみ、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重友愛及び平和の情操の涵養に資すること並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害防止の目的をもって、さきの第71回国会において「動物の保護及び管理に関する法律」が成立し、本年4月1日から施行されることとなった。

本法の成立を機に、本法の精神に基づく新しい動物の保護及び管理に関する行政を確立する必要があるため動物の保護及び管理のあり方並びにこれについて講ずべき基本方策を審議されたい。

昭和49年4月17日総管第208号をもって諮問のあった「動物の保護及び管理のあり方並びにこれについて講ずべき基本方策」に対し、本審議会は、別紙のとおり答申する。

別 紙

一 動物保護の基本的な考え方

- 1 動物保護の基本は、人間においてその生命が大切なように他の動物の生命を尊重するということにある。動物はすべて他の生物の生命を犠牲にしなければ生きていけないものであるが、犠牲にすることを当然のこととして犠牲となる動物の生命を軽視することは誤りであり、むしろその動物の生命を貴重なものとして尊重することが肝要である。
- 2 動物の保護には、その生命を尊重する理念を確立することにあわせて、動物が人の生命、身体及び財産を侵害することなく、人間と動物が調和のとれた存在となることが重要である。したがって動物の飼養及び保管に当たっては、人間生活にとっての必要性、人間生活への影響についても十分な配慮をしなければならない。
- 3 動物愛護の精神の涵養は、動物を愛護し、その虐待を防止し、これを適正に飼養及び保管するためのみでなく、人の生命を尊重し、友愛と平和の情操を高揚する上にも極めて大切なものである。動物愛護に関する教育・啓蒙に際しては、このことを常に念頭におき、広く周知させるよう努めるべきである。

二 動物の保護及び管理に関する法律の運用等について

- 1 動物に関する人の感情は、地域の慣習、生活環境等により、まことにさまざまであり、行政を進めるに当たっては、これらの事情をふまえ

て行うことが大切である。また、動物保護行政は、国民の理解を深めることによって円滑に進められるものであり、この意味において、地方公共団体の行う動物保護に関する行政や動物関係団体の活動は極めて重要である。

- 2 法律は、動物の保護及び管理に関する基本原則、人の管理下にある動物の飼養及び保管に関する措置並びに動物の虐待防止等について定めているが、都道府県等の犬及びねこの引取りに関する規定のほかは動物の保護に関する基本的な在り方を示すにとどまっている部分が多い。したがって同法の施行に当たっては、今後更に動物保護に関する具体的な指針を示していくことが必要である。
- 3 畜産動物のように現に品種改良、飼育・管理、疾病予防、流通等広い分野にわたって法令に基づく対策の講じられている動物については、それぞれの分野においてこの法律の基本原則にのっとった対策が進められるべきで、この法律の適用に当たってはそれらの対策の推移をみつつ慎重を期することが望ましい。
- 4 動物に闘技をさせることについては、法律に規定がないためその行為を動物の虐待防止の観点から禁止すべきであるかどうかしばしば問題が生じている。これらの闘技のなかには、古くからの伝統行事であったり、永年にわたり社会的に容認されてきたものもあり、その取扱いについてはなお慎重な検討を要するが、関係者に真に動物を保護し、その生命を尊重する姿勢が欠け、一般の人が残酷と思うような闘技も時に行われている。動物保護の基本原則にのっとり、これらの誤った行為が行われなくなるよう一層の啓発・指導が必要である。
- 5 法律の定める動物の適正な飼養及び保管は、動物の飼養者がその責任を自覚し、責任ある行動をとることによって初めて全うされるものであり、飼養者に対する指導を強化する必要がある。また、不適正な飼養及び保管に原因する動物による人身事故の防止については、その徹底を期さなければならない。特に危険な動物による危害防止対策を更に強化する必要がある。
- 6 やむを得ず動物を処分するとか繁殖制限の措置をするといった法律に定める動物管理の方法をとることはなじみ難いものかもしれないが、今日の社会生活においてはこれらの措置は動物の適正な飼養にとって

不可欠のものであるので、動物飼養の考え方の転換を促進することが必要である。

- 7 法律の施行に関する事務の多くは地方公共団体の所掌するところとなっており、その事務を円滑に進めるためには、飼養者負担を含めた財政の充実、業務執行体制の確立等の一層の推進を図ることが必要である。

また、動物保護管理行政を進めるに当たっては、この行政の性質にかんがみ、広く住民各層に動物保護管理の基本理念を深めるように努めるとともに、動物を飼養している者の積極的な協力を得てその展開を図っていくことが肝要である。

三 動物愛護に関する教育等について

- 1 動物を可愛がろうとする行為が事故を招いたり、動物に対する恐怖感が動物を敵視するようになったりすることは、動物に対する正しい知識の欠けていることによるものが多い。

動物に対する関心は幼児期から芽生え、急速に成長するものであるから、この時期から適切な教育を行っていくことが大切であり、特に動物との接触の機会を与えていくことが必要である。

- 2 動物愛護に関する運動はかなり古い歴史をもち、先駆者としての活動がいろいろな分野で行われているが、その組織は全国的な規模にまでは至っておらず今後の発展にまつところが多い。

動物愛護は、国民の間にこのことについての共通した思想の形成がなくては進み難いものであり、関係行政もそのような基盤がなくしては実効を期すことは困難である。動物愛護運動は、その理念と活動が多くの人々の共感を呼び、それらの人達の自主的な参加によって国民の間に浸透するように展開されていくことが望まれる。